

確認済証、検査済証の再発行について

(法93条の2)

既に発行した確認済証、検査済証について再発行はできません。

なお、確認済証・検査済証を紛失され、各種手続き(例:建物の登記手続き、銀行ローンの借り換えなど)の添付書類として必要な場合は代わりになるものとして「建築確認記載事項証明書」をご案内しています。
※配置図や当該地の場所が記してある地図の記載はございません。

建築確認記載事項証明書の発行手数料は1件当たり300円です。
発行できる建築確認記載事項証明書は次のとおりです。

建築確認記載事項証明書			
発行可否	○	建築物	昭和33年以降に確認申請があったもの
	○	工作物	
	○	建築設備	

※一部の記載事項証明については、無い場合がございます。

郵送での対応はしておりません。
町田市役所8階805窓口(閲覧証明係)においてご申請いただいた場合にのみ、対応をさせていただきます。

窓口にて当該物件を特定していただく必要があります。物件についての情報が少ないと、特定できない場合がございます。

特定にあたり、事前に下記の書類等をご用意の上、ご持参いただくことをお勧めいたします。

- ・ 登記済証(建物、土地)
- ・ 登記事項証明書(建物、土地)
- ・ 公図
- ・ 付近見取図
- ・ 閉鎖登記簿謄本

関係法令

参 考